

し乞いて、上年の便利の事例に照らして給価し、航海を下憐せんことを。遠人の便益を得るに庶ちかからん。咨して施行を請う。

右、礼部に咨す

正統四年（一四三九）四月二十四日

朝貢等の事

通事程鵬

咨

注（一）照驗して施行する 来文を查收し、それによって事を処理する意。照驗は照らし合せて調べること。照驗施行は、官庁間

往来文書の常套語で、上級下級を問わず用い、「須至：者」が結尾に来る（『歴史文書』）。

（二）歩馬結制 この入貢は『明実録』正統五年三月庚午の条に記事がある。

1-17-10

国王尚巴志より礼部あて、進貢の咨（二四四〇、一〇、一六）

琉球国中山王尚巴志、見げんに朝貢等の事の為にす。

今、各件の事理を將て合行まきに開坐し移咨すべし。照驗して施行するを請う。須らく咨に至るべき者なり。

計二件

一件、朝貢の事。今、長史梁求保等を遣わし、使者普斯古每等ともと同一表文一通を齎捧し、及び勇字等号海船二隻に坐駕し、馬二

十四・硫黄四万斤を装載し、京に赴き朝貢し進収せしむ。咨して施行を請う。

一件、番貨の事。所有の各船の附搭の蘇木は本国の産する所に非ず、遠来する所以ゆゑんの物なり。煩わづ為わくは遠人を利用するの事例に照依して、具奏して給価せんことを。誠に便益と為す。咨して

施行を請う。

右、礼部に咨す

正統五年（一四四〇）十月十六日

朝貢等の事

勇字船 馬十四・硫黄二万斤大 三万四千斤小

安字船 馬十四・硫黄二万斤大 三万四千斤小

咨

注（一）尚巴志 『世譜』によれば正統四年四月二十日に死去して

る。又、梁求保は正統六年、尚巴志の死を報じて入朝しており（二二七一七）（二七一七）参照、この入貢は翌年まで延期された可能性がある。

（二）硫黄二万斤大 三万四千斤小 二万斤大は煎熟した際の数量。三万四千斤小は実際に持参する生硫黄の数量。（二六一二

二）注（八）を参照。